

1. 労働者施策について

- (1) 定年年齢の引上げを行い、雇用の維持・確保に努めるよう自治体・行政から地場企業へ働きかけを行うこと。また、65歳超雇用推進助成金についても周知を行い高齢者の雇用の推進を図ること。
- (2) 障がい者雇用の推進を図るため、各種助成金について地場企業へ周知すること。また、障がい者についての理解を深められるよう啓発すること。
- (3) 物価上昇の影響を受けている企業、事業主、NPO法人等が、事業継続と雇用維持ができるよう商工団体等と連携を図り、各種助成金制度等の周知徹底を図るとともに、北上市独自の支援策を拡充すること。
- (4) 最低賃金の引上げや現行賃金の引き上げに向けた中小企業支援策について、実質給与所得の向上を図るべく、国の各種助成金や制度など地元企業に周知徹底を図ること。
- (5) 行政として労働者およびその家族が幸せを感じられるようなウェルビーイングの視点を持ち、企業にはワークライフバランスを重視した働き方・福利厚生など労働環境整備への啓発・支援に努めること。

2. 社会福祉、保健医療の拡充について

- (1) 多様な子育てニーズに対応し、地域の子育てを充実させるためにも、保育士確保に向け配置基準を見直し、働きやすい環境とするよう国に要請すること。
- (2) 国や県が主導する新規事業の展開において、多くの場合市町村が主体となるが保健師が不足している。また、市民ニーズが多様化していることから、北上市において事業実施に必要な専門職の確保を行うこと。
- (3) いわゆる「子ども食堂」を実施する団体等に対する支援を強化するとともに、新たに実施を検討する団体等に適切な助言等を行うこと。
- (4) 介護サービスや障がい者支援サービスを必要としている人、家族が相談しやすい体制を拡充するとともに、「地域包括ケアシステム」の推進等、適切なサービスが受けられるよう提供体制を整備すること。

3. 教育の拡充について

- (1) 教職員の早期退職者は増加しており、人手不足が改善されていないことから、教職員の確保に向けた取り組みを講ずること。また、その結果、産育休や病休者の代替者が見つからない場合があることから、欠員が生じないよう関係機関へ働きかけをすること。
- (2) 教職員の長時間労働を解消し、働き方改革を進めるために、教職員定数の増員等、具体策をただちに講ずること。
- (3) 子どもの貧困や「ヤングケアラー」に関する実態を北上市として継続して把握し、必要な支援を行うこと。

4. 安心、安全のまちづくりについて

- (1) 企業立地等に伴い、日常的に渋滞する工業・流通団地等において交通事故の危険があることから、交差点や道路の拡幅、信号機（時差式や矢印式）の整備を推進すること。
補足資料 別紙1
- (2) 地震や豪雨による被害が全国的に多発しているので、防災対策を一層拡充し、住民に繰り返し周知すること。また、ハザードマップについても常に更新し配布すること。
- (3) 防災計画の策定や避難所運営に女性を配置し、女性の声（意見）が十分取り入れられるよう対策を講じること。
- (4) 熊の目撃や被害が多い事から、子ども（小学生）を守る為に、熊よけ鈴の配布や見守りパトロールの強化への支援を行うこと。また、保護者との下校が必要になった際、保護者が迎えに行けない場合も有ることから、スクールバスへの乗車やタクシーによる送迎等の対策を講ずること。

以 上